

平成22年3月4日(木曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長 財務室長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長 都市整備室長
山田敏彦	花緑・せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長 指導推進室長
清野健	生涯学習課 生入振興課 長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	監事	犬飼弘一	農業委員会 事務局会長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第2号 第1回定例会
平成22年3月4日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開
日程第 1 質疑
" 2 予算特別委員会設置
" 3 委員会付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、発言訂正の許可について申しあげます。

市長より、3月2日の施政方針説明における発言に関して、「寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税減免条例」を「寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例」に、また、議案説明における発言に関して、「寒河江市企業立地等の活性化に関する固定資産税課税免除条例」を「寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例」に、それぞれ訂正したいとの発言訂正の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

質 疑

高橋勝文議長 日程第1、これより質疑に入ります。

報告第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 この介護保険制度の中で、介護サービスの給付等が3,000万ほど減額になっておりますけれども、この具体的な中身、この理由ですね、これをお聞かせ願いたいと思います。

高橋勝文議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 介護サービス等給付費3,000万円減額しておりますが、当初予算で23億4,000万円ほど予算を計上しているわけですが、それが23億1,000万円ということで3,000万円の減額を補正しようというものであります。減額率としては1.28%程度でありまして、98%を超える執行率でありますので、予算見積もりの際の誤差の範囲内ではないかというふうに考えております。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 給付サービスの状況について、どうなのか、どういう面が減額の対象になっていったのか、その辺についてお聞きをしたいんですけれども。

高橋勝文議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 実際のサービスにおいては、ショートステイ等についてはふえてる傾向にありますが、訪問介護ですか、ホームヘルプサービス、そういった面について減少してる状況にあります。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 この介護保険制度の中で、去年の4月から、21年度の4月から、ソフトが変わって、サービス項目が大分変わったようなんですね。それで、その辺で除外された項目が多くなりまして、結果的に介護度の審査の段階ではねられる部分が多くなってきてるのかなと思うんですけれども、この除外された項目を見ますと、非常に日常生活に影響あるような行動とか、そういうのが除外されて、それが結果的に介護サービスの低下につながった要因に含まれると私は思ってるんです。そしてその後、10月に制度改正になりまして、またソフトの内容が変更されたんですけれども、その辺で、介護度の評価が下がったり、あるいは新規に介護度を判定してもらうのに、新規の方はまだその介護度が正式な評価ができないというような、いろいろな問題があるわけなんですけれども、その辺の実態というのはこの減額に影響されてないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

高橋勝文議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 御質問にありましたように、昨年4月に認定方法の見直しが行われました。ただ、その見直しを実施される前に、見直しを再度見直しされまして、更新認定申請の方については従前の要介護度を選択できるというような方向になりましたので、大きな影響はなかったと思います。ただ、新規の方については新しい認定方法で認定になったものですから、その方につい

て、認定にならなかった人も若干あったわけでありまして、4月から9月までの期間で、新規申請なされた方で認定つかなかった方もおるわけですが、そういった方については10月から再度通知をいたしまして、認定を受けてもらったというふうな経過がございます。そういったことで、大きな影響等についてはなかったものというふうに思っております。

高橋勝文議長 3回です。

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。杉沼議員。

杉沼孝司議員 第10号、第2款の1項6目、51ページですけれども、寒河江の旬の情報発信事業、3,700万ほどあります。物産の移動トラック販売というふうなことであるようですけれども、これ中身について教えていただきたいということであります。

それからもう2点ほど。

8款の4項6目、141ページでありますけれども、公園街路樹管理事業の予算の中で、街路樹の根張りの強さで歩道が盛り上がって歩行者がつかずいて転んでけがをしてるというふうなことがあるようです。この前の中に、補正予算の中で、一部これらの修繕するところがあったようでもありますけれども、市内全体の中での今後の計画ですね。歩行者の安全のため、全体的な改修の計画はあるのか、この予算の中には盛られているのかをお伺いしたい。

もう1点、10款4項3目の中で、芸術文化振興事業ですけれども、ことしは文化センターの大規模な改修事業、これらを記念としまして若者に人気のある倉木麻衣さんというアーティストを招聘して、私たちは余りわからなかったんですけれども、子供たちとか若い人に聞いてみたらすごく人気があったということでもあります。やっぱりこういうものには非常に若者が集まってくると。例えば行政視察等で東京の方へなんが行って見ますと、天の昼間、若い人がぞろぞろ歩いてると。これ何だろうなと思ってると、こういうアーティストの何かがある。それに来るんですね。やっぱり人が集まるということは非常に大事なことだと思うんです。今後もこういう事業を継続していくものがこの予算の中に盛られているのか、いないのかなど、ひとつお聞きしたいというふうに思います。高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 それでは寒河江の旬の事業なんですけれども、このいわゆるキャラバンということではありますが、さくらんぼキャラバン事業と銘を打ちまして、これは国の重点雇用創出事業を使いまして、活用しまして、これ委託事業で行うわけでありますけれども、市内の農産物・特産物を、失業者の方を雇用していただいてトラックで仙台圏に毎月、例えば何とかの団地とかですね、そういったところに直売キャラバンを組んで寒河江市の農産物・特産物をPRして販売していきたいというふうな事業でございます。将来的にはいろんな仙台圏の方の都市との交流というふうなことで、いろいろなところと相互のキャラバンなどができればなというふうにも思っております。

以上です。

高橋勝文議長 建設課長。

犬飼一好建設課長 歩道の舗装の関係の御質問がありましたのでお答え申し上げます。

2月の補正で議決いただきましたけれども、2カ所ほど予定してございまして、一つは石川西洲崎線でございます。陵東中学校から石持までの間の区間、もう1カ所が山西船橋町線で仲谷地の場所です。2カ所、舗装の打ち替えを予定してございます。桜の根が浅いというふうなことで歩道が盛り上がると。なおかつ仲谷地につきましては桂の根が浅いということで歩道が盛り上がると。ということで、歩行者さらには自転車等が通る際に非常に危険であるというふうな状況で、今回2月の補正の中で実施させていただきたいというようなことで御決いただきましたけれども、全体計画の中にあるのかというふうな御質問もございましたのでお答え申し上げますけれども、危険な箇所につきましては現地調査しながら随時改修整備を行っていくというふうなことで考えております。

今後とも安全・安心に配慮しながら歩行者の安全確保に十分努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 生涯学習スポーツ振興課長。

清野 健生涯学習スポーツ振興課長 私の方からお答えさせていただきたいと思います。

昨年の12月に倉木麻衣コンサートを実施いたしましたけれども、これはまちづくり交付金事業ということで、まちなか連携事業の中で取り組んだ事業でございます。議員のおっしゃるとおり、若者にはかなり人気がございました。大分好評でございました。寒河江にこんなすばらしいアーティストが来るとは思わなかったというふうな声はかなりございまして、22年度も若者に人気のあるアーティストを招聘していきたいというふうには考えてございます。

その事業費の対応ですけれども、171ページの委託料669万円、ございますけれども、その中で対応していきたいというふうに考えているところです。

以上であります。

高橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 1点目の、さっきのキャラバンですけれども、年間何回ぐらい仙台圏の方に行くのか。それからもう一つは、仙台圏とか他地区までではないんですけれども、昨年度から鶴岡市で海の幸ということで、海から山手の方に来てる。これ2年目やってるようなんですけれども、非常にスムーズにいかないということが先日報道されておりました。せっかくやるんだから失敗のないようなことで、そして単年度だけではせっかくのものがつながらないということがあると思います。したがって今後も何年間か継続するという。それからもう一つは、そうやってするのも非常にいいと思うんですけれども、私の知ってる人で、仙台の方に出してる。そこでは車で行って売ってくるんじゃなくて、品物を置いて向こうの方の、何とかな、市場、簡単な市場なんですけど、そういうところに置いて売のを委託してくるというようなことをやってると。そして年に何回かは対面式で販売すると、こういうふうなことで、かなり販売も伸びてるというような状況です。したがって、やっぱり単年、単発的なものじゃなくて、継続していくということが非常に大事なことだと思いますので、しっかりとやっていただきたい。年間に何回ぐらい行く予定があるのか、計画されてるのかを教えてくださいたいというふうに思います。

高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 予算の計上の段階では、年間120日というふうな想定でしております。ですから、月何回というよりも、1回で10日ほど集中して行って、冬で行けないときとかそういうこともありますので、年間120日というふうな想定でやっております。

高橋勝文議長 議第11号に対する……。石川議員。

石川忠義議員 10号でいいですね。

高橋勝文議長 はい、10号です。

石川忠義議員 2点ばかりお尋ねしたいと思います。

1点は民生費の、89ページですが、子ども手当支給についてでございますけれども、第1回目は22年6月に支給すると。あと10月ですか。あと2月ということで。児童手当の支給日と同じ3回するようすけれども、6月の第1回目は、2月、3月分は児童手当なわけですね。4月、5月が子ども手当ということの、非常に事務の煩雑になるようなことなんですけれども、22年度予算も審議を通過しまして、3月いっぱい通過するというふうな予想でございますが、事務手続上、これが6月支給に間に合うのかどうか。これがちょっと心配されているんですけれども、本市の方ではどうなのか、まず1点お聞きしたいと思います。

もう一つは、商工費の中で、新商品開発支援補助事業。これは22年度から新しい予算として1,000万、新規についたのかなというような感じでございましたけれども、施政要旨のあれを見ますと、新商品の開発を支援してきたところでありましてということで市内11の事業所が申し込まれたというようなことありますけれども、第1点はこれは21年度で始まっていたかどうかですね。予算がついたのか。ちょっと21年度予算書を見ても私、見つけられないものだから、すみません。それと、どのような新商品を今、一生懸命頑張ってる中身、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

高橋勝文議長 子育て支援室長。

那須吉雄子育て支援室長 初めに、子ども手当についてお答え申し上げます。

ただいまありましたように、子ども手当につきましては6月支給ということでありますけれども、実は今回、一般会計の補正予算ということで出ささせていただいておりますけれども、その中に子ども手当の準備ということでシステム改修が入っております。581万9,000円でございますが、これにつきましては、議員からありましたように、国の方も4月1日から施行ということで、今、どういった問題があるかとか、こういった場合はこういう対応したらどうかという部分での案がいろいろと来てございます。今ありました子ども手当と児童手当ですが、現段階ですと別々ではなくて一緒に、受給者が、子ども手当もらう方と児童手当の方がいっしょに同じ方向でいいのではないかとということなどもありますし、先ほど申しあげた補正予算の対応などしながら、6月にぜひ間に合うように準備を進めたいというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 商工観光課長。

工藤恒雄商工観光課長 それでは新商品開発の補助について御説明申し上げます。

21年度におきましては、国の補助を受けまして、6月に補正予算で計上させていただきました、2,000万の予算で実施したところでございます。そして先ほどありましたとおり11事業者から申請を受けまして、21年度に行っております。企業名で申しますと佐藤繊維さんとか、食品関係ですと寒河江屋さん、東北ぼんちさんですね。あと住吉屋さんとか、肉の小林さん、丸原鯉屋さんとか、その他合計11、寒河江の特産品になるようなもの、また今までの活動を生かしながらさらにすぐれ

た製品をということに進んでおるところでございます。これにつきましてはできるだけ市民に成果をお見せしながら、市民にもPR役を務めていただくような、そういうふうな進め方をしてまいりたいと思っております。

22年度の予算につきましては、市単独での継続を図りながら、と申しますのは、21年度、11という多くの方々から申請があり、なお希望の声があると、そういうものを受けまして市単独で継続をしてまいり、最終的には雇用の創出にもつなげてまいりたいという思いを込めた事業でございます。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 今、話にありました子ども手当についてですけれども、1人いれば年間15万6,000円の所得になるわけですけれども、この住民課税、どうなるのか。

それから、税金や学校給食、保育料などを滞納してる家庭も多く出ています。この中で、やっぱりこれを相殺するような話も聞かれます。これに対して国としての、何とか通達、どういうことになっているのか詳しくお聞きをしたいと思います。

高橋勝文議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 それでは、税務の問題でございますので私の方から答弁させていただきます。

国の方の平成22年の税制改正の速報で国の考え方を示したものがありませんけれども、その中では、子ども手当については従来の児童手当同様、住民税は賦課しないと、所得扱いにしないということで考えが示されております。

第2点目の地方税の滞納処分との関係でございますけれども、国の考えでは、差し押さえ等をしていないよという指導はいただいておりますけれども、権利と義務の関係もございまして、その辺は今後本人の状況をよく調べた上で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 129ページ、仮称の「観光キャンペーン推進協議会」負担金が500万程度計上になっております。それで、この推進協議会の構成メンバー、それから協議会の総予算、そして新たなキャンペーンの活動内容などについてお尋ねします。

高橋勝文議長 商工観光課長。

工藤恒雄商工観光課長 お答えいたします。

仮称になっておりますが、寒河江市内で観光に関する団体、業者、そういったもので推進する協議会を設立していきたいと考えております。具体的には観光協会、寒河江温泉協同組合、また料理飲食業組合、周年観光農業推進協議会、チェリーランドさがえ、慈恩寺、そば屋さんのそば散歩会という組織ございますがそういった組合等で組織を立ち上げ、そして外部の意見、例えば有識者、そして仙台寒河江会の関係者、そういった意見もお聞きしながら、そして計画実行につきましてはできるだけ若い人たちが実行できるような体制を組んでいきたいと思っております。具体的な内容としましては、例えば寒河江市に関係し外で活躍しておるような方に観光大使的な役割をお願いできないかどうか。また、具体的に受入体制の整っておるもの、商品としてきちんと成り立っているものなどを中心に実効性のあるキャンペーンを進めたい。そして寒河江らしい特徴、例えば文化財の宝庫の慈恩寺の存在、日本一のさくらんぼの里のさくらんぼ、こういったものを活用しながらキャンペーンを進めていきたいというふうに考えております。

高橋勝文議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 10款について何点かお尋ねしたいと思います。

161ページ、学校給食事業の委託料についてお尋ねしたいと思います。22年度からまた新しく、今度は高松小学校の給食調理業務が民間委託されるということですが、この委託料の中身ですが、委託の内容、どんなものが委託料の中に込められているのか。それから、食材費なんかはどのように、給食の食材ですね、これの購入はどのような形になっているのか。各学校ごとに購入するのか、それとも共同購入をするのか。そして調理を委託された場合にはどのような調達をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、同じ給食にかかわりますので、165ページ、中学校給食についてですが、業者の選定はいつごろまでにどのような手順で選定をされるのか。それからここに、業者の設備投資に対してはどのような方法といたしますか、業者がすべてを設備投資をするのか、市としての補助というようなものはあるのかどうか、その点です。

それから167ページ、就学援助事業。これは小学校も中学校も就学援助事業というのがあるわけですので、これについて両方の、小学校・中学校についてお尋ねしたいと思いますけれども、どれくらいの人数がこの就学援助を受けているのか。非常に経済が厳しい状況になっているので、この受ける子供たちの人数がふえてるのかなというふうに思うんですが、21年度の予算と22年度の予算を比較してみますと大した違いがないと思うんですが、人数がふえているのではないかなという感じがして、これで間に合うのかなというふうに思ったものですからお尋ねをしたいと思います。

以上、3点にわたってお願いします。

高橋勝文議長 学校教育課長。

兼子善男学校教育課長 ただいま3点ほど御質問ございましたので、私の方からは、最初に高松小学校の調理業務の委託についてお答え申し上げます。

委託の内容につきましては、基本的に調理業務の委託ということでございますので、調理業務というふうなことから、学校給食の調理業務をやるというふうな基本的な考え方。ただ、調理業務ですから、そこに伴う調理場での業務全般はその委託の中に入っております。この内容につきましては、詳細については仕様書さらには調理業務委託要領の中で詳細について記載してございます。清掃から食器の取り扱い、ガス関係ですね。全部そういうものも入っておりますので、基本的には調理業務の委託というふうなことでございます。

それからもう1点、食材の購入についてどうなのかというふうなことでございますが、小学校11校で統一メニューというものもございます。そういうものについては一括購入するというふうなことでございますが、それぞれの学校でその量に合ったような食材の購入についてはそれぞれの学校でやると。それからまた独自のメニューもございます。そういうものについてはそれぞれの学校において購入することになってございます。食材の検収等については調理師の方ですることになります。ということで、高松小学校については委託業者が検収するというふうな形になることになります。

以上でございます。それから、中学校給食については……。

高橋勝文議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 中学校給食のことについてお答えをいたします。

さきの全員協議会において、民設民営方式ということで中学校給食を実施するという私たちの考え方を御説明申しあげました。今回の議会に予算を提示してまして、債務負担行為としてもその予算を提示しておるところであります。今後、その予算の可決を得た段階をもって今度は事業者の選定という形になると思うんですが、このことにつきましては私たちは、まず4月に入って公募という形をとりたいなというふうに思っています。公正・公平というような観点からいきますと、公募方式という形をとって、中学校給食を自分たちとしてはどういうふうを実施していくのか、衛生管理体制はどうなのか、危機管理はどうなのかということをおわせて私たちは総合的に判断させていただいて、その事業者を決定していきたい。そのために、その事業者の選考委員会といいますか、それを立ち上げまして、その中で公平に審査をしていただいて、判断をしていただいて、事業者を決定していきたい。時期的には、4月に入ってなるべく早い段階に公募をして、5月、6月前には決定できればいいなというふうな方向で今のところ進めていきたいというふうに思っているところがあります。

公募ということではありますが、この前も申しあげたように、私たちの考えとしては、市内の事業者に意向調査をしている経過もありますので、できれば、いろんな市内の事業者が、寒河江市内の中学校の給食業務を実施するとなればいろんな面でいろんな効果が期待できるのかなという思いがありますので、公募の条件の中にもそういったことを加えていきたいなというふうに思っているところがあります。できるだけ公平・公正に事業者が選定できるような方式をとって、安全・安心、おいしい中学校給食を実現できるように事業者の選定に当たっていききたいというふうに思っているところです。

高橋勝文議長 指導推進室長。(「すみません、もう一つ」の声あり) 荒木教育長。

荒木利見教育長 設備についてありましたけれども、設備については市が購入して受託者に依頼するものとしてはやっぱり食器とか消耗品にかかわるものがあるわけですが、設備の備品についてはその事業者ということで、市からの補助ということは今のところ考えておりません。それが債務負担行為の中に毎年、その委託の中に反映されてくるものというふうに私たちはとらえているところがあります。

高橋勝文議長 指導推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それでは私から、就学援助事業にかかわりましてお答えさせていただきます。

委員会としまして過去10年間の推移を注意深く見守っているところですが、全体的にはやはり増加傾向にあります。今年度、21年度の実績を申しあげますと、要保護、準要保護、就学援助認定者数でございますが、小学校につきましては144名、中学校につきましては72名、計216名、前年比10名の増加でございます。それから特別支援学級就学奨励認定者数でございますが、小学校につきましては25名、中学校につきましては11名、計36名、前年比2名の増。したがって、すべての認定者数を合計しますと対象者が252名、前年比12名の増という状況でございます。前年比にかかわりましては若干の増加ということで見ているところですが、今年度の実績を踏まえて次年度の予算を要望したところございまして、現在のところその予算で対応できるものとい

うふうに考えているところです。

以上でございます。(発言者あり)

小中あわせての、はい。以上でございます。

高橋勝文議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 委託料についてなんですけれども、給食の調理業務のみというようなことだったわけですが、この委託された内容について、それが適切に行使されているのかどうか。例えばそこで働いている人たちの労働条件とか、雇用の条件ですね。そういうものとか、あと調理業務の内容、そういうものについて適切に施行されているのかということと管理する体制というものがどうなっているのか。市ではその調理場に入ったり、また指導したりというふうなことができないのかどうか。そういうこともあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、中学校給食ですが、業者選定の公募の範囲は寒河江市内というふうに理解してよろしいのでしょうか。もう一度確認をしたいというふうに思います。

それから、今回の議案の中には調理施設の整備の予算が含まれておりますけれども、これはどのような内容になっているのか。中学校の設備ですね。給食をするに当たってのさまざまな設備の資金だというふうに思いますけれども、この内容、どのようなところがどういうふうに設備をするのか、そういうところをお尋ねをしたいというふうに思います。

高橋勝文議長 学校教育課長。

兼子善男学校教育課長 調理業務の委託の管理関係についてでございますが、基本的には、学校の施設の中というふうなことでございますから、学校長が最終的な責任者であるというふうなことになりますけれども、調理業務を委託してる部分については、先ほど申しあげましたように契約書、仕様書等で内容を定めているところでございまして、そういう中で栄養士とかそういう方が時折行きながら、調理師とお話ししながら連携をとってそういうものを行っているというふうなことです。また、学期ごとに教育委員会、学校、それから調理師さん、栄養士さんとかそういう方といろいろ意見交換しながら、もろもろの問題、課題などがあれば意見交換をやっているというふうな状況でございます。これまでも柴橋小学校並びに西根小学校等も調理業務委託をやってきておりまして、そういう中では学校も、それから保護者の皆さんからも受け入れられているということで大きな問題も課題もないというふうなことでございます。そういう形でこれからも安全・安心なおいしい給食を提供できるよう連携を図ってやっていきたいというふうに思っております。

高橋勝文議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 では、お答えいたします。

事業者につきましては、先ほど申しあげましたように、寒河江市内の事業者であればいろんな面で私たちの期待する効果が非常に大きいんじゃないかということもありますので、そういった意味で、寒河江市内に本社並びに営業所とか支店を持つというふうなところで事業者を選定していきたいという考えを今のところ持っております。そういったものも公募の条件の中に加味できればいいなというように、具体的に、実際作業に入ったときにはそういった方向で考えていきたいなというように今のところ私は思っているところであります。

それから中学校給食の実施にかかわっての中学校の設備ということではありますが、具体的に言いますと、まず配膳室をどうするのかということもあるわけです。まず受け入れする場所がそれぞ

れ三つの中学校にあるのかどうかということからいきますと、陵南、陵西中学校は実際あるわけ
です。あとは陵東中学校はそういう施設がありませんので、陵東中学校についてはそういう施設を建
設しなければいけないということがまず一つあります。それぞれの中学校の配せん室、入ってきた
ものを今度は保管する、そういったところが必要なわけですので、その整備がまず必要になっ
てきます。それから、1階から3階まで上げなければいけないわけですので、そのリフトの整備とい
いますか、それも陵南、陵西についてはあるわけでありますが長らく使われてませんので、その整
備・改修というのも当然必要になってくるわけであります。陵東中学校については新設という形に
なると思います。それから配送車が入りしたり、それから回転したりしなければいけないわけで、
そういう場所の確保も当然、通路としての確保も必要になってきます。それから子供たちの牛乳と
かいろんなもののリサイクルというか、出てきた廃棄物というか、そういったことに対するその置
き場の問題も当然整備する必要があります。それから、台車に乗らないものを置いておく棚とい
うか、配せん棚のようなものも整備が必要になってまいります。それからそれぞれの受入場所の衛生
設備というか、そういった面での環境の整備というのも必要になってくるんじゃないかなとい
うことで、具体的に現場に当たりながら対応して、その予算要求をしているところであります。

以上です。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。辻 登代子議員。

辻 登代子議員 ホームページ管理システム構築事業について、53ページですけれども、現在のホームページに対する市民の声は、ホームページがおくれているとか、使いづらいとかと言われていくようです。今後どのような方法で構築していくのか伺いたい。そしてバナー広告は現在どのぐらいの件数があるのか。それから、ホームページに対するアクセス数は昨年と比べると現在伸びているのか、それとも減っているのか伺いたいと思います。

高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 お答えいたします。

ホームページ管理システムの構築事業でございますが、今現在ホームページの管理と更新につきましては外注をしております。業者に委託しておりますので、単に文章を送って張るだけで2日ぐらいで終わるんですけども、加工したりしますとそれより長くかかります。そのようなことで、更新が遅いというふうな御指摘もございます。そのようなことから、このシステム構築事業は直営でやれるようにシステムを構築するというものでございます。予定といたしましては、来年度の10月か11月にはそれぞれの職員がホームページのデータを更新できるようにしたいというふうに思っております。ですから各課で更新するということになりますので、スピーディーにホームページの更新が行われるようになるのではないかなというふうに思っております。

それとバナー広告の御質問がございましたが、21年度では59件でございます。枠が五つで12カ月ですから、全部で、延べ60カ月ということでございますので、ほぼ年間埋まっているというふうな状況になってございます。

それとホームページのアクセス件数の御質問ございましたが、今年度のアクセス件数が、4月から2月までの段階で13万3,000件余りでございます。これは昨年の同期と比べますと若干減っているような状況であります。さほど大きく減ってはいないようでありますけれども、若干減っているというふうな状況になっております。

以上です。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第15号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 21号について若干お尋ねをしたいと思います。

寒河江市もこの間、行財政改革やられてきておるわけでありますが、そういう中で、職員の数が増ってきています。定年退職した後の後補充をしないというふうな形の中でずっと減ってきてるわけです。今回の課制条例の変更で、さらに二つの管理職ポストがふえるわけです。この間も寒河江市では管理職ポスト、課や室がずっとふえてきているんですね。そういう中で、管理職と当務者といえますか、一般職員との関係が頭でかちの関係になってきています。そういう中で、仕事上、業務上、事務的にも、いろんな課題・問題が出ているというふうに、私、受けとめています。そういう中で今回新たに二つの課と室を、一つずつで二つでありますけれども、そういうふうなされたわけでありまして、こういう全体の中でそういう管理職ポストをふやしていくことについて当局の見解をお聞かせをいただきたいし、そしてさまざまな問題が出ている中で、そういうふうな点を、そういう懸念の状態を起こさせないためにどういうふうなことを考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 総務課長。

今野要一総務課長 課制条例の関係の中で管理職のお話が出ましたので、私の方からお答え申し上げます。

現在、管理職としては課長が18名、室長が6名、主幹が13名、合わせますと管理職というふうな形では37名が今現在おります。今回、行財政改革の中で課制条例も変えることから一部変更になってくるわけですが、総体的には、主幹職等の問題もありますので、課がふえる、室がふえるから即管理職がふえるというようなことにはなっていないのかなというふうに思っているところでございます。総体的な年齢構成なども考え合わせながら、職務を十分考え合わせて管理職の人員配置というふうなことを考えておりますので、なるべくふえていくことのないような考え方も考慮に入れながら対応を考えていきたいというふうに考えております。

また、特に管理職については、主幹制度についてはプロジェクトというか、特に重要な課題のところには主幹制を置いて業務の執行に迅速に対応できるというようなことで今対応しているわけですので、そういったことを十分踏まえながら、今後とも業務の中身を考え合わせて対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 26号の寒河江市市有施設整備基金条例の制定について、この点についても若干お尋ねをしたいと思います。

これ想定される市有施設というのはどういうものを想定されているのかというのが1点であります。

2点目、基金の積立目標額はどの程度に考えておられるのか。

この2点をお尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 財務室長。

丹野敏晴総合政策課財務室長 それではお答え申し上げます。

想定される施設ということでございますが、現在、公共施設の方の耐震改修を進めているというようにございまして、小学校の方は平成24年までに終了、その後市有施設の方も耐震診断を行って耐震改修を実施する予定になってございますので、当然にしてそちらの方の施設整備に対してもこちらの市有基金から施設の方の整備基金を充当していくような格好になろうかと思っております。それから市営住宅の方も、結構やっぱり老朽化している施設がございまして、そちらの方も、建てかえの方も検討しなければならないことに将来的にはなっていくと思っておりますので、そのような建てかえの財源というような部分にも充てていけるのではないかとこのように考えております。

以上です。(「もう一つ」の声あり)

失礼しました。目標額につきましては、当面1億円程度と考えております。ただ、先ほども申しあげましたとおり市営住宅の建設というような格好になれば、それなりにその額では足りなというようにもなりますので、それに見合うような額について積み増しを行っていくという方向になると考えております。以上です。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今、1億円の基金の目標で今言われたようなことをやっていくというふうなことでありますけれども、もう法律的には平成27年度までには公の、市の公営の建物は全部耐震化終了しなければならないというふうになっているわけです。したがって当然にして、学校関係は24年度までに終わらせるという計画はありますけれども、その後、市の施設、建物を全部しなければならない。もちろんこの市庁舎も、何回も申しあげているわけでありまして、耐震診断した結果は、想定される地震では倒壊のおそれありという結果も出ています。そして27年までには完全に対策をとらなければならない。この庁舎も建ててからもう、昭和42年からですから、耐用年数にもだんだん近づいてきていることからすれば、庁舎の建てかえなんていうのはもう莫大な金かかるわけですから、二、三年でその建てるときの金を調達できるものではないというふうにこれまでも再三指摘をしてきています。したがって、そういうことをしなければならない年度前後だけで何にもできなくなるというふうなことで、そういう経費の平準化をしていくという、このことが極めて大切だというふうに思うんです。

したがって、今回の施政方針を読んで、そういうふうなことで、そういう趣旨で基金をつくっていくと言ったから、もう一定の期間この基金というのは存続がされて、そして一定の金額が積み立てられるものというふうに期待をしておったんですけれども、当初予算の金額見ても微々たるもの

で、目標額自体が1億円というのではちょっと大変だなというふうに思います。したがって、改めてそういうことをしなければならぬ。それからあと橋の問題ですね。

高橋勝文議長 川越議員、簡潔明瞭をお願いします。

川越孝男議員 はい。

これをしなければならぬので、今のようなことだけで1億円の目標でというようなことでは到底この市長が施政方針で言っているものに合致しないのではないかというふうに思いますけれども、その点についての考え方を改めてお聞かせをいただきたいし、1億円の目標はわかりましたけれども、いつまでこの基金というものを、そういうものを、全部この趣旨で言っているものをちゃんとしていくためには、ちょっと長い期間必要なのではないかというふうに思いますけれども、この期間についてもお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 財務室長。

丹野敏晴総合政策課財務室長 その1億円というような、目標額というようなことでございますけれども、市有施設の方の耐震改修部分については、当然にして市債というものも活用しなければならないことになるわけでございます。その市有基金を充てるというようなことになれば、その市債を充当した残額に対して充てることとなります。例えば市有施設1億円で耐震改修をするというようなことになれば、大体市債の充当率が75%ぐらいでございますので、残り25%、2,500万の一般財源を準備すればよろしいというようなこととなりますので、今現在想定しているのはその耐震改修というような部分でございますが、そのようなところで1億円というような数字を申しあげたところでございます。

あとは期間ということでございますが、当然にして、庁舎を仮に建設するというような格好になれば、やっぱり5億を超えるような一般財源を準備しなければならないというふうに思います。やっぱりそれなりに長期間にわたって積み立てをしなければならないということでございますので、この基金も長期間にわたる存続と申しますでしょうか、それが当然必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 1億円というのは当面の耐震の部分だというのはわかりました。そして先ほどもありましたように、市営住宅の問題あるいは庁舎の問題、橋などもいろいろあるわけでありますから、本当に後で困った状態にならないように今のうちから準備をしていくということがこの基金の趣旨だというふうに私、理解をしますので、その目的が達成されるような形での対応をお願いをしたいということを申しあげておきます。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 地域活性化基金条例の制定の関係でありますけれども、これ、管理を明確にするためというふうなことで書かれています。それで国の方から今回の補正でお金入っているわけでありましてけれども、この活用に当たっての要件というか条件というか、どういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 財務室長。

丹野敏晴総合政策課財務室長 公共投資臨時交付金の方の活用の条件というような御質問でございますが、こちらの方につきましては、地方単独事業と国庫補助事業の裏負担部分に充当できることになってございます。ただ、こちらの方の単独事業、国庫補助事業にしましても、建設地方債の対象事業ということで限定される事業に充当することができるということでございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 それと同時に今回のものは基金がつくられて、そして補正予算なり当初予算見ますというと、あと条例そのものもですけども、21年、22年、23年の3カ年度にわたってのものだというふうなことがまず一番大きいのではないかと思います。そして入ってきたものを、21年度についてはそのまま一般会計に計上して歳出をしていくと。そして22、23年度については、基金に入れて、基金に積み立ててそこから繰り入れしては使うと。こういうものについての条件があるんではないかというふうに思うんですけども、そういうふうな理解でいいわけですね、条件としてはね。

高橋勝文議長 財務室長。

丹野敏晴総合政策課財務室長 公共投資臨時交付金につきましては、総額で2億4,060万円交付されることになってございますが、21年度に道路整備関係で1,500万円を使うことになってございます。その残り分については今回積み立てということにするわけでございますが、その残った分については22年度と23年度にわたって使ってもいいというようなことでの国からの通達でございますので、そのようなことで使用するようになると思います。ただ、国の方でもやっぱり景気対策というような意味合いが強いものですから、できれば平成22年度あたりで全額を使ってほしいというような要望は受けております。

以上です。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 これも企業立地のためには、さまざまな条件を来る企業に対して優遇措置を講じていくというのは十分理解をします。と同時に、それぞれの自治体は歳入を上げなければならない。企業の法人市民税を上げるということ。それから固定資産税をもらうという。これは税収という立場からすれば背中合わせの案件なんですね。したがって、私はだめだとか何かというふうなことでもちろんありませんけれども、この寒河江市の10年なり15年間の法人市民税の伸び率、あるいは固定資産税の伸びの状況を見ながら、そしてどうあるべきなのかという判断をしていかなければならないのではないかとこのように思うんです。私、数字持ってますけれども、今申しあげませんが、非常にこの辺、本当に市の歳入をふやすというこの意味からして、安直にその優遇というだけでなく慎重に検討する必要があるのではないかと。低工法なり農工法できて、その後の今度もまた、今回は3年ですけども、設備投資に対しても固定資産税外していくというふうなことになるわけですから。そういうふうなことを、検討もちろんされたんだというふうに思いますけれども、その辺の状況がどうなっているのかということと、同じように、工業団地に進出してきて1,000万以上の設備投資をした場合にはというふうな形になるわけでありましてけれども、これ工業関係だけが今回対象で。そうした場合には、農業や何か他産業との、それぞれの部分、皆大変な状況があるわけで

ありますから、その辺との整合性といいますか、その辺の対応はどうなっているのかもあわせてお尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 それでは、今回の条例制定にする基本的な考え方だけ申しあげておきます。

このたびの条例制定に当たっては、12月31日で農工法の関係の交付税措置が切れるということで、国の財政支援がなくなることにはなるんですけれども、現在の市内の企業活動あるいは新しい工業団地を造成中であることとあわせて、雇用状況が大変厳しい状況にありますので、それらの企業の設備投資を喚起しながら将来の税源を確保していくという意味合いもありまして、市の単独で条例を定めることにしておりますけれども、従来の低工法と農工法の免除条例については25年の3月31日をもって廃止にする予定であります。したがって今年度、今回提案している条例については23年度の税の免除から適用させてもらうということで、当面は3年間という中でそれぞれの、3年間の中で検証してさらに充実すべきかどうかについては検討いただきたいと、このように思っております。

以上です。

高橋勝文議長 企業立地推進室長。

大沼伸一総合政策課企業立地推進室長 今回の免除条例の制定の趣旨につきましては、先ほど税務課長が申しあげたようなことになっております。工業のほかにも他の産業との比較、変更から必要なのかというふうな趣旨の御質問だと思いますが、なかなか厳しい経済情勢にありまして、今回の固定資産の課税免除条例につきましては、企業を外から呼んでくるというふうなことを促進するというのも当然ありますが、既存の立地している企業、ここについても同じようにその設備投資をやる際の免除という形で設備投資を支援していくという趣旨でございます。そのようなことから産業の振興、雇用の確保ということにつながっていくようなことで、そういう支援を行っていくということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今の最後の部分は、今回の条例提案は理解してるんです。しかし工業だけでなく農業だって何だって大変なんですよと。そういうふうな部分に対しての支援というのはどうなんですかと。もちろん農業でもこういうのあるというふうなこととの。しかし整合性というふうなことからすればどうなんだというお尋ねをしたところでした。そこについて答えなかったようでありますけれども、ぜひそういうふうなことも反映してやっていかないと、これ農業の、もちろん今寒河江でやってる人なんです。その人たちが大変ですから、そういう人の設備投資に対してもそれなりの対応というふうなことでお尋ねをしたところです。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今回のこの条例改正に伴って住所移転ということでありまして、慈恩寺地区のこの分館、慈恩寺分館ですね。これ正式にはあそこ交流センターということで、農林事業を受けて整備されたわけですが、それで、分館としての扱いが正しいのかどうか。これまでの経過を見ますと幸生地区なんかそういう形では進めているんですけれども、会計上、こういう看板を立てることによって影響がないのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

高橋勝文議長 農林課長。

尾形清一農林課長 今回の慈恩寺の活性化センターの件なんですけれども、これまでも農林事業におきまして各地域の分館について、活性化センターなり構造改善センターなり交流センターということで市内各所に、農村集落を支援するために、農林の補助事業を活用しながら建設を行ってまいりましたので、問題はないところでございます。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 確かに問題はないと思うんですけれども、でも会計上処理するに、非常に大きい問題になってくるかもしれないと私は思うんです。それで、じゃあこの辺について監査委員の見解を伺いたいと思います。

高橋勝文議長 監査委員。

片桐久志監査委員 今、農林課長が御答弁したようなことで、十分担当部署、いわゆる上級官庁と打ち合わせしてのこのたびの条例改正だと思っておりますので、私は問題ないというふうに思っております。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この議案、幾つかの条例改正が一緒にこうなっているわけでありまして、40ページ、法定外公共物管理条例の一部改正の関係の別表第1、この40ページの別表第1の から建屋、建物の屋敷地という、個々の、それぞれの占有物件等というので分類されていますけれども、それらの……。

高橋勝文議長 川越議員、所属している分科会に属し……、委員会に属する質問については極力控えていただくようお願いいたします。

川越孝男議員 はい。別表第1の占有物件ごとの件数と総面積、それから(「委員会で」の声あり)聞いて悪いというのはないんだから。すぐ終わりますけれども。

それから二つ目としては、水面、広場などもありますけれども……。

高橋勝文議長 先ほども申しあげましたので、極力控えてくださいということです。

川越孝男議員 そんなことというと、予算特別委員会にみんなかわるもの、予算のやつだれもみんな聞けないことになるんだよ。だからちょっと、議長、端的にお尋ねしますので。

占有物件ごとの件数と総面積、それから条例では使用料の減免がなされているわけでありまして

れども、減免されている件数と面積、これを教えていただきたい。今すぐはならないとしたら後で教えていただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 農林課長。

尾形清一農林課長 ただいまの法定外公共物の使用申請総件数でありますけれども、330件あります。そのうち減免申請件数は160件であります。使用申請件数のうち使用料をいただいている件数は170件で、使用料としましては67万540円をいただいているところであります。面積は把握されてません。

高橋勝文議長 議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

議第2号及び議第10号から議第20号までの12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号及び議第10号から議第20号までの12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第3、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務常任委員会	議第21号、議第22号、 議第23号、議第24号、 議第25号、議第26号、 議第27号、議第28号、 議第35号、請願第1号、 請願第2号
厚生経済常任委員会	議第4号、議第5号、 議第6号、議第7号、 議第8号、議第9号、 議第30号、議第32号
建設文教常任委員会	議第3号、議第29号、 議第31号、議第33号、 議第34号

予算特別委員会	議第 2号、議第 10号、 議第 11号、議第 12号、 議第 13号、議第 14号、 議第 15号、議第 16号、 議第 17号、議第 18号、 議第 19号、議第 20号
---------	--

散 会 午前10時51分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦勞さまでございました。